

- ・農地転用に伴う畑かん施設の撤去、移設にかかる工事金について

農地転用の際に申請者が負担していた畑かん施設の撤去、移設工事の費用について、令和6年4月1日から次のとおり変更になりました。

変更理由

農地転用時に必要な施設の撤去、移設工事で、場所や施設によって金額に差が生じるのを無くし、費用負担を公平にするため。

変更内容

現在、工事金は実際にかかる費用を申請者に請求しているが、**令和6年4月1日**から転用面積に1㎡あたり380円を乗じて算出した額を工事金として請求する。

また、それにかかる費用は、**転用決済金(1㎡120円)**と合わせて南アルプス土地改良区へ支払う。

ただし、建築計画戸数3戸以上、開発区画数3区画以上、転用面積1,000㎡以上等(南アルプス市宅地開発及び建築物指導要綱第3条)の開発案件に該当する農地転用は、工事金の全額を申請者負担とする。

1㎡あたり380円の工事金額は、数年経過した後、状況をみながら適正な価格を判断して変更していくものとする。

ご不明な点がございましたら、こちらへお問い合わせください。

釜無川右岸土地改良区連合 055-283-1856

南アルプス土地改良区 055-282-4528